

加賀市コミュニティ補助金交付要綱

平成17年10月1日

告示第20号

改正 平成19年3月8日告示第112号

平成21年3月31日告示第56号

平成21年9月1日告示第133号

平成23年11月30日告示第250号

平成25年3月27日告示第66号

平成26年3月28日告示第64号

平成27年3月31日告示第50号

平成28年3月31日告示第103号

平成31年4月1日告示第48号

令和2年3月31日告示第26号

令和3年3月31日告示第259号

令和3年9月30日告示第217号

令和6年4月25日告示第69号

(趣旨)

第1条 本市における社会環境を整備し、住民相互の連帯感を育て安全安心な日常生活を営むことができるよう、環境保全、文化振興、スポーツ推進、レクレーション活動及び集会施設等の整備を図るため必要な事業については、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより補助金を交付する。

(事業の種類等)

第2条 前条の規定による事業の種類、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別表の規定にかかわらず、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 一定の地域内の住民を構成員として組織されている町(区)会
- (2) 地区区長会

- (3) 区長会連合会
- (4) 地区区長会を単位として、市が提唱するまちづくり運動を推進するために組織された団体
(以下「まちづくり推進協議会」という。)
- (5) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第4条に規定する
第一種区域を有する湖北、金明及び橋立の各地区の町会で組織する団体(以下「加賀市基地
周辺整備協議会」という。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める団体

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から平成18年3月31日までの間における別表地域振興推進助成事業の項
については、次のとおりとする。

地域振興 推進助成 事業	まちづくり推進協議 会が実施する地区の 伝統的行事又は町史 編さん、シンポジウ ム開催等住民の教養 向上を目的とする行 事等に要する経費	必要と認める額(限度額15,000千 円)ただし、3,000千円未満は対象 外とする。	34%以内	
--------------------	--	---	-------	--

- 3 この告示の規定にかかわらず、平成17年度分までの事業に係る補助金については、合併前の
加賀市コミュニティ補助金交付要綱(昭和58年加賀市告示第21号)又は山中町コミュニティ補助
金交付要綱(平成6年山中町告示第19号)の規定の例による。

附 則(平成19年3月8日告示第112号)

この告示は、公表の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年3月31日告示第56号)

この告示は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成21年9月1日告示第133号)

この告示は、公表の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則(平成23年11月30日告示第250号)

この告示は、公表の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則(平成25年3月27日告示第66号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第64号)

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(平成27年3月31日告示第50号)

この告示は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第103号)

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(平成31年4月1日告示第48号)

この告示は、公表の日から施行し、平成31年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(令和2年3月31日告示第26号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第259号)

この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(令和3年9月30日告示第217号)

この告示は、令和3年10月1日から施行し、令和3年度分の補助金の交付から適用する。

附 則(令和6年4月25日告示第69号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年度分の補助金の交付から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、令和6年4月1日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の交付申請については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

事業の種類、補助対象経費、補助基本額及び補助率

区分	事業の種類	補助対象経費	補助基本額	補助率	備考
コミュ	まちづくり	まちづくり運			

ニティ の振興	運動推進事業	動に要する経費で次に掲げるもの											
		(1) まちづくり推進協議会の事務に従事する職員に要する経費	職員数は、2,000世帯未満の地区については1人、2,000世帯以上の地区については2人を限度とし、当該団体が選んだ職員で次に定める月額賃金基準額に労働保険料相当額及び健康診断料相当額を加算して算出した年間所要額。 市の会計年度任用職員の時給単価に準じた額に職員の労働時間を乗じた額。	定額	世帯数は当該年度の初日の属する年の1月1日を基準とする。								
		(2) 通信に要する経費	ア 電話基本料金(回線使用料(1回線分に限る。))電話番号付加機能使用料(1電話番号分に限る。))	定額									
			イ インターネット接続基本料金	定額									
		(3) まちづくり計画に基づき実施する活動に要する経費	次のア及びイを合算した額。 ア 次の区分による基本額に700円を当該地区の世帯数に乗じて得た額を加算した額 <table border="1"><thead><tr><th>世帯数</th><th>基本額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1,000未満</td><td>900千円</td></tr><tr><td>2,000未満</td><td>1,000千円</td></tr><tr><td>3,000未満</td><td>1,100千円</td></tr><tr><td>3,000以上</td><td>1,200千円</td></tr></tbody></table> イ 広報紙発行1回につき基本額16,000円に、次の区分による単価	世帯数	基本額	1,000未満	900千円	2,000未満	1,000千円	3,000未満	1,100千円	3,000以上	1,200千円
世帯数	基本額												
1,000未満	900千円												
2,000未満	1,000千円												
3,000未満	1,100千円												
3,000以上	1,200千円												

		に発行部数を乗じて得た額を加算した額 発行部数1部当たり単価 <table><tr><td>発行部数</td><td>単価</td></tr><tr><td>1,000未満</td><td>8円</td></tr><tr><td>2,000未満</td><td>7円</td></tr><tr><td>2,000以上</td><td>6円</td></tr></table>	発行部数	単価	1,000未満	8円	2,000未満	7円	2,000以上	6円		
発行部数	単価											
1,000未満	8円											
2,000未満	7円											
2,000以上	6円											
基地周辺整備事業	加賀市基地周辺整備協議会の運営に要する経費並びにコミュニティ活動及び生活環境の改善に係る整備に要する経費	必要と認める額(限度額12,000,000円)	定額	この告示の規定により他の補助金の交付を受けることができる場合は対象外とする。								
区長会運営事業	区長会の運営及び連絡調整に要する経費	基本額30,000円に、当該地区の区長数に1,500円、当該地区の町内会に加入している世帯数に17円を乗じたものを合算した額。	定額	区長数及び世帯数は当該年度の初日の属する年の1月1日を基準とする。								
区長会連合	石川県町会区	必要と認める額	定額									

会活動推進事業	長会連合会が実施する研修会等への参加その他の区長会連合会の活動の推進に要する経費																	
地域振興推進助成事業	まちづくり推進協議会が実施する地区又は町等の歴史書等の編纂に要する経費	歴史書等の印刷費(対象地域の世帯数×1.1×次の分類による1頁単価×実際の頁数。限度額8,000千円)及び資料作成のために必要な経費(限度額2,000千円) ただし、合計額3,000千円未満は対象外とし、個人又は団体から1件あたり1,000千円を超える寄附がある場合は、これを除くものとする。 <table><tr><td>世帯数×1.1</td><td>1頁単価</td></tr><tr><td>500世帯まで</td><td>20円</td></tr><tr><td>800世帯まで</td><td>14円</td></tr><tr><td>1,000世帯まで</td><td>12円</td></tr><tr><td>1,500世帯まで</td><td>9円</td></tr><tr><td>2,000世帯まで</td><td>8円</td></tr><tr><td>2,000世帯以上</td><td>7円</td></tr></table>	世帯数×1.1	1頁単価	500世帯まで	20円	800世帯まで	14円	1,000世帯まで	12円	1,500世帯まで	9円	2,000世帯まで	8円	2,000世帯以上	7円	34%以内	世帯数は当該年度の初日の属する年の1月1日を基準とする。
世帯数×1.1	1頁単価																	
500世帯まで	20円																	
800世帯まで	14円																	
1,000世帯まで	12円																	
1,500世帯まで	9円																	
2,000世帯まで	8円																	
2,000世帯以上	7円																	
町内集会施設整備事業	(1) 町内集会施設(石川県コミュニティ施設補助金交付要領に基づき算定した額(延べ床面積は受益戸数が100世帯以下の場合にあつ	石川県コミュニティ施設補助金交付要	25%以内	当該補助を受け新築した年														

		ニティ施設 補助金交付 要領に定め るバリアフ リー整備基 準に適合 し、延べ床 面積が40平 方メートル 以上かつ加 賀市景観計 画に基づく 景観形成基 準に適合す るものに限 る。)の新築 の工事費又 は建物購入 費	ては150平方メートル以下、100世帯を 超える場合にあっては1世帯当たり1平 方メートルとし、それに50平方メート ルを加算した範囲内とする。)(限度額 32,800千円)。		から税務 上の償却 期間を経 過した施 設とする。
		(2) 町内集 会施設(石 川県コミュ ニティ施設 補助金交付 要領に定め るバリアフ リー整備基 準に適合 し、延べ床	石川県コミュニティ施設補助金交付要 領に基づき算定した額(限度額23,600 千円)。	25%以内	当該補助 を受け改 築した年 から税務 上の償却 期間を経 過した施 設とする。

		面積が40平方メートル以上かつ加賀市景観計画に基づく景観形成基準に適合するものに限る。)の改築工事費		
	(3) 町内集会施設(玄関、廊下、トイレ等の動線を確保するバリアフリー化工事を同時に行う場合で、石川県コミュニティ施設補助金交付要領に定めるバリアフリー整備基準に準拠するものに限る。)の増築の工	石川県コミュニティ施設補助金交付要領に基づき算定した額(限度額23,600千円)。ただし、2,000千円未満は対象外とする。	25%以内	新築、改築、修繕及び当該補助を受けた年から10年以上経過した施設とする。

		事費			
		(4) 町内集会施設の修繕(構造上、存立に影響のある修繕又は玄関、廊下、トイレ等の動線を確保するバリアフリー化工事を同時に行う場合で、石川県コミュニティ施設補助金交付要領に定めるバリアフリー整備基準に準拠して行う修繕若しくはこれに併せて行うその他の修繕に限る。)の工事費	必要と認める額(限度額5,000千円)。ただし、2,000千円未満は対象外とする。	25%以内	新築、改築、増築及び当該補助を受けた年から10年以上経過した施設とする。ただし、構造上、存立に影響のある修繕を除き、当該補助によるバリアフリー化工事は1回限りとする。

		(5) (1)又は(2)に掲げる工事等に伴う備品購入費	必要と認める額(限度額1,000千円)。	25%以内	過去に当該補助を受けている場合は対象外とする。
		(6) 町内集会施設の下水道接続工事費又は合併処理浄化槽への転換工事費(合併処理浄化槽設置事業補助金対象区域に限る。)	下水道への接続又は合併処理浄化槽の設置に要する(単独処理浄化槽撤去費を含む。)工事費(限度額5,000千円)。	25%以内	
	広場(運動・子供の広場)整備事業	運動広場及び子供の広場の整備に要する経費(子供の広場にあっては広場の目的のために必要な設備が整備されるものに限る。)	必要と認める額(限度額2,000千円)	25%以内	屋内・屋外を問わず1行政区につき1箇所とする。(2以上の行政区が共同で設置する場合を含む。)

テレビジョン共同受信施設設置事業	テレビジョン共同受信施設設置に要する経費	(施設の設置に要する経費－30千円×加入世帯数)×1/3 ただし、加入世帯に100千円を乗じた額を限度とする。	定額	石川県テレビジョン難視聴解消施設設置費補助金交付要綱適用事業に限る。
有線放送施設設備除却事業	有線放送施設設備の除却に要する経費	必要と認める額	除却 80%以内	
野外放送施設設備整備事業	野外放送施設の新設又は更新(新設年度以降10年間経過したものに限る。)に要する経費	必要と認める額	80%以内	小松基地周辺有線ラジオ放送施設設置助成事業対象以外の地域
掲示板整備事業	掲示板の設置に要する経費(更新等を含む。)	必要と認める額(限度額100千円)	50%以内	
公衆道路防犯灯整備事業	公衆道路防犯灯の設置に要する経費(更新を含む。)	ア LED灯具 1灯につき24,000円	50%以内	小学校、中学校の通学路に設置する経費(新設
		イ 専用柱 1灯につき62,000円	50%以内	

					に限る。) について は、75%以 内とする。
公衆道路防 犯灯電気料 助成事業	公衆道路防犯 灯の電気料で 町(区)又は町 (区)以外で市 長が必要と認 める団体が負 担する額	前年8月分の電気料金に12を乗じた額	34%以内		
環境衛生機 器整備事業	まちづくり推 進協議会が使 用するエンジ ンダスターの 購入費	購入契約金額	67%以内	新規購入 の場合	
			50%以内	更新の場 合	
小型除雪機 器整備事業	まちづくり推 進協議会が使 用する小型除 雪機器の購入 費	ア 手押し式	必要と認める額(限度額 900 千円)	75%以内	新規購入 の場合
			必要と認める額(限度額 600千円)	50%以内	更新の場 合
		イ 乗用式 (ウ以外のも の)	必要と認める額(限度額 1, 800 千円)	75%以内	新規購入 の場合
			必要と認める額(限度額 1, 200千円)	50%以内	更新の場 合
		ウ 乗用式 (市指定除雪 路線の除雪 に係る委託	必要と認める額(限度額 2, 400千円)	75%以内	新規購入 の場合
			必要と認める額(限度額 1, 800千円)	50%以内	更新の場 合

		を受けた町 (区)会が使用 するもの)			
コミュニテ ィ施設緑化 推進助成事 業	町内集会施 設、広場等の 緑化整備に要 する樹木等購 入費及び工事 に要する経費	必要と認める額(限度額2,000千円) ただし、100千円未満は対象外とする。	25%以内		
自走式草刈 機整備事業	まちづくり推 進協議会が使用 する自走式 草刈機の購入 費	必要と認める額(限度額 500 千円)	75%以内		